平成30年4月1日施行



次の行為はこれまでと同じく禁止です。



一家庭ごみ等廃棄物の投棄

Abandoning household garbage is prohibited

一郎のようのができます。

You must pick up after your dog

皆さんのご協力をお願いします。

長 野 市



問い合わせ: 長野市環境政策課 TEL.026-224-5034 URL http://www.city.nagano.nagano.jp/